

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度里海づくりの評価モデル開発研究に係る支援業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 1 2 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「自然を活用した解決策（NbS）の実装と展開に向けた研究プログラム」のもと、NbSの有効性を科学的に検証し、社会制度や技術を統合して地域社会に実装するための研究拠点を形成し、持続的でレジリエントな社会基盤の構築に貢献する研究と社会実装を推進している。その一環として沿岸環境分野では、「良好な海洋環境の保全・再生・創出」「地域資源の利活用と好循環の形成」「地域の歴史・伝統・文化などを踏まえた多様な主体の参加と連携」を基本原則とする「里海づくり」に着目し、その方策検討や効果評価に資する科学的知見の集積と、観測技術や予測モデルの開発研究を進めている。

本業務は、藻場・干潟の保全・再生・創出活動を中心とした里海づくりが現在および過去に実施されている沿岸域とその周辺地域を対象として、沿岸域の水環境・生態系データや地域の社会経済情報等の収集・整理・解析を行い、自然科学と社会科学を融合した里海づくりの評価モデル開発研究を支援する基盤を構築することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

（１） 藻場・干潟・浅海域における海底地形等調査

- ① グリーンレーザースキャナ（LiDAR）を搭載した UAV を用い、次の 3 海域の藻場・干潟・浅海域における地形・水深を調査すること。
 - a) 七尾湾西湾川尻川河口 約 60ha
 - b) 大阪湾男里川河口 約 15ha
 - c) 大阪湾波有手浜 約 20ha
- ② 各海域において UAV の高度 80m 程度からの俯瞰撮影（真下撮影）を 1 回以上実施すること。
- ③ スキャナは精度 3cm、正確度 3cm、点密度 20 点/m²、最小計測深度 0.30m の性能と同等以上のものを使用すること。
- ④ 調査結果は、NIES 担当者と協議の上、地形・海底地形の点群データ、等深線データ、メッシュデータとして取り纏めること。また、これらの作成に必要な潮位データ等の情報を付すこと。海藻・海草の群落を検知、もしくはそれが疑われる場合は、その場所と位置を図面にて報告すること。
- ⑤ UAV の飛行や空撮に係る必要な諸手続きや地元関係者との調整等は請負者が行うこと。それに係る費用は請負者が負担すること。

（２） 藻場の消長とその要因に関する自然科学データの収集・整理

七尾湾、大阪湾、松島湾の計 3 か所において、環境省の戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業等の里海づくり関連の報告書に加え、公共用水域水質測定データ、浅海定線調査等の水質・漁業関連データ、港湾関係の現地測量データ等の公開資料を過去 10 年間程度を対象として収集し、藻場の面積・密度・葉丈等の藻場の生育状態を示す情報と、底層水温、泥温、間隙水中の栄養塩濃度、底質の粒径等の環境データとの関係から、藻場の成長・繁茂に適した環境を整理・解析すること。

（３） 里海づくりが行われている地域の社会経済情報の収集・整理

七尾湾、大阪湾、松島湾の計 3 か所において、環境省の戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業等の里海づくり関連の報告書に加え、地方自治体の統計資料、経済・漁業センサス等の公開資料を過去 10 年間程度を対象として収集し、里海づくりの背景となる歴史文化等の地域情報、漁獲量や水産物の地元での消費量等の生物生産性につながる情報、及び資金や人的リソース（環境教育を含む）等の里海づくりを取り巻く社会経済情報を整理すること。収集・整理に当たっては、里海づくりを実施している事業団体へのヒアリングを行い、公表データ等も活用して、数値化が可能な項目を地域ごとにレーダーチャート等で可視化すること。

（４） 業務結果報告書のとりまとめ

上記（１）～（３）の内容と結果を取りまとめた業務結果報告書を作成すること。また、（１）～（３）の取得データや整理結果の電子データを納品すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

（１）業務結果報告書（冊子体） 2 部

（２）（１）の電子ファイル（Word 及び PDF）及びデータを収録した DVD-R 2 枚

なお、（２）については、NIES 担当者が指定するサイトにアップロードすることで代替することも可とする。

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、10日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。